伊藤　正勝　田中　武彦　渡邉　忠彦
従七位に叙する（各通）（以上四月二十三日）
伊藤　英彦　千原　義男
従四位に叙する（各通）
鎌倉　利行
正五位に叙する
梅溪　昌美　大島　玄雄
塩崎　清治　堀　健次郎
従五位に叙する（各通）
足立　雅憲　岡野　喜一　加藤　浩
杉本　善治　田中　米男　塚本　謙吾
仁熊　壽　野村　治彦　長谷川　章
樋口　實　八木田正俊　渡邊　孝義
正六位に叙する（各通）
井上　正　菊地　勝
津路　宗成　坪崎　進
（北海道警部）
戸井　政則
堂脇三男人　原田　義明
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
金子　勉
杉本　理作
（那須烏山市公立学校長）
田野邊智子
原田　登
（袖ケ浦市消防司令長）
穂坂　幸藏
正七位に叙する（各通）（以上四月二十四日）
安田　勝美
北村　政一
従四位に叙する
伊知川　仁　小野　芳雄
正六位に叙する（各通）
小森　昭吉
従六位に叙する（各通）
大先　巖
従六位に叙する（以上四月二十五日）
田崎　俊作
正五位に叙する
河内　輝雄
従五位に叙する
尾登　**鉀**
正六位に叙する（各通）
山田　清
従六位に叙する（以上四月二十六日）
岡田　省一
小矢野皓夫
従四位に叙する
村上　義男
正六位に叙する（各通）
山里　守
岡野　光也　杉山　幹金
従六位に叙する（各通）
三田　安則　山田　吉男
正七位に叙する（各通）（以上四月二十七日）
田中　秀典
正五位に叙する
高堀　民雄
正七位に叙する（以上四月二十八日）
○叙勲
新津　忠明
旭日単光章を授ける（四月二十一日）
（埼玉県伊奈町議会議員）
鳥井　文典
宮副　俊彦
旭日双光章を授ける（各通）
木下　憲治
旭日単光章を授ける（以上四月二十二日）
太田　倉太
（岡山県久米南町議会議員）
河原　文明
中元　利雄
旭日単光章を授ける（各通）（四月二十三日）
立見　安弘
岡野　喜一　原田　義明　安栖　正一
旭日双光章を授ける（各通）
佐々木勝雄　萩原　進一
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
田中　秀典
旭日小綬章を授ける（四月二十八日）
佐伯　守洋
瑞宝中綬章を授ける
粟屋　文夫　福田　幸雄
（東京工業高等専門学校名誉教授）
矢崎　幸生
瑞宝小綬章を授ける（各通）
牛島　廣二　小松　生夫
佐々木正夫　高木　克己
瑞宝双光章を授ける（各通）
大始良　努　奥山　大等　田中　康雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十一日）
（国立民族学博物館名誉教授）
山田　睦男
瑞宝小綬章を授ける
石井　雍一　石垣　臣且　海老原　博
小林　幹男　後藤　榮雄　鳥谷　保彦
灘　利夫　西田　洋　福井　四郎
松原　哲夫　吉村　好光　和久井義男
（成田市消防司令）
加藤　道夫　石橋　弘之
齋藤　桂吾
丸川　進
松永　正資
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十二日）
石川　哲也
浦谷　猛
大野己喜雄
佐々木淳一
臼杵　通夫
（埼玉県警部）
近藤　博司
兒玉喜八郎
杉内　次雄　丹羽　時夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　正勝　鵜飼　長次
松本　隆春　奈良　格
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
渡邉　忠彦
梅溪　昌美　千原　義男
瑞宝小綬章を授ける（各通）
足立　雅憲　加藤　浩
菊地　勝　塩崎　清治
（那須烏山市公立学校長）
田野邊智子
塚本　謙吾　津路　宗成
坪崎　進　長谷川　章
（袖ケ浦市消防司令長）
安田　勝美
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　正　渡邊　孝義
奥田　光夫
（警視庁警部）
金子　勉
下田　三吉
戸井　政則
（北海道警部）
堂脇三男人
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
大先　巖　小野　芳雄
小森　昭吉　野々下潤一
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月二十五日）
河内　輝雄
瑞宝小綬章を授ける
岡田　省一
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月二十六日）
尾登　**鉀**
岡野　光也　山里　守
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月二十七日）

皇室事項

御答電

天皇陛下から四月二十八日スウェーデン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、五月十日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年五月十六日に、太田川水系河川整備計画（国管理区間）を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十三年五月三十日

中国地方整備局長　福田　功

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年5月30日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	58号	宜野湾市大山二丁目919番1から同市真志喜一丁目21番3までの上下線
一般国道	58号	宜野湾市真志喜一丁目21番3から同市真志喜一丁目21番3までの下り線

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月三十日

北海道運輸局長　八鍬　隆

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
HK10—0213	OKHOTS K—1	XUBC4	カンボジア	平成二十二年十月十五日	平成二十三年五月二日